



第60回 改正旅行業法

について(2)

法務・コンプライアンス室

(監修 弁護士 三浦雅生)

昨年5月26日に「通訳案内士法及び旅行業法の一部を改正する法律」が国会で可決され、改正旅行業法が1月4日から施行されました。

本誌2017年7月号で改正ポイントに関する記事を掲載しましたが、その後には公布された旅行業法施行規則、旅行業法施行要領などにより明確になってきた点について、ご紹介いたします。

○改正の柱

今回の改正には二つの柱があります。二目の柱は「旅行の安全や取引の公正の確保」であり、そのために、(1)旅行サービス手配業の登録制度の創設、(2)旅行業務取扱管理者の研修受講の義務化、(3)旅行サービス手配業者(ランドオペレーター)や旅行サービス提供者(サブライヤー)にも書面交付の義務付け、などが定められました。二つ目の柱は「地域を巡る旅行の促進」であり、そのため、(4)地域限定旅行業務取扱管理者試験制度の創設や(5)旅行業務取扱管理者の複数営業所の兼務が認められるようになりました。

○旅行サービス手配業

今回の改正により、日本国内においてランドオペレーター

として日本国内の宿泊・運送サービス、通訳案内士以外の有償によるガイド、輸出品販売場(いわゆる「免税店」)を手配する場合には(1)の旅行サービス手配業の登録が必要となりました。

外国人の訪日旅行に際して旅行者の安全確保に重要な役割を果たしているにも関わらず、今までは旅行業法の適用がなかったことや、無資格ガイドの利用、高額なキックバックなどが問題視されて登録制度が創設されたものです。なお、海外の宿泊や運送などの手配代行業務(海外旅行のランドオペレーター業務)を国内の営業所で行っていても、当該国の法規制に従うため、旅行業法の適用範囲から外れています。また、旅行者は、旅行サービス手配業の登録を受けなくても旅行サービス手配業を行うことができると規定されました。この場合、この業務は旅行業務となりますので、仮に旅行者がランドオペレーター業務のみを行う営業所を設置しようとしても、その営業所には旅行業務取扱管理者を選任する必要があり、そのため旅行サービス手配業務取扱管理者研修了者では足りず、必ず旅行業務取扱管理者試験の合格者を確保しなければならないということになります。

また、無登録のランドオペレーターに手配を代行させた場合には、皆様の会社が行政府から処分の対象となる恐れがありますので、そのランドオペレーターの旅行サービス手配業登録番号を必ず確認することも必要です。

○旅行サービス手配業者、旅行サービス提供者への書面交付が義務付けられます

これまで旅行者は旅行者と旅行契約を締結しよう

とするときには、取引条件を説明し書面を交付しなければなりませんでしたが、今後は旅行者への書面交付に加え、(3)の旅行サービス手配業者や旅行サービス提供者(宿泊施設や運送機関)に手配を依頼し契約を締結したときにも書面の交付が義務付けられました。詳細は旅行業法施行規則に定められ、旅行者名、旅行業登録番号、旅行業務取扱管理者の氏名など7項目に及びますが、これらは必ずしも一つの書面で交付しなければならぬものでなく、「数種の書面(年間契約等の基本的な契約書及び都度発生の契約書等)によって要件を満たすことも認められる。」(旅行業法施行要領)とされていますので、工夫して効率よく書面を作成・交付するようにしてください。(記載項目に漏れないように注意してください)。

○旅行業務取扱管理者の複数営業所の兼務が可能に

二つ目の柱である「地域を巡る旅行の促進」の具体策として設けられた(4)の「地域限定旅行業務取扱管理者試験の創設」ですが、地域に限定された旅行者にとつて必要のない知識は除外される見通しです。また、(5)の「旅行業務取扱管理者の複数営業所の兼務」について、兼務が可能となるのは、地域限定旅行者(及びその旅行者代理業者)の複数営業所間であり、また、兼務する営業所間の距離の合計が40km以下で、かつ、当該複数営業所における前事業年度の取引額が1億円以下とされるなど、まさに、「地域を巡る旅行の促進」に限定して適用されるものとなっています。(杉原)